

社会福祉法人湧別福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湧別福祉会の非常勤の理事、監事、評議員、その他法人が委嘱した委員等の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 理事会、監事会、評議員会、その他の招集に応じたとき、又はその職務を行うときは、その報酬等を支給する。

- 2 会議の招集に応じたときは、別表に定める金額を支給する。
- 3 会議のほか、その職務を行ったときも、前項と同様支給するものとする。
- 4 公務のための旅行をするときは、別に定める社会福祉法人湧別福祉会旅費規程により支給するものとする。

附 則

この規程は平成29年7月1日から施行する。
但し理事長の報酬に関しては別途、理事長報酬に関する規程により支給する。

別 表

区 分	日当（日額）	交通費（町規程バス賃）
理 事	5, 0 0 0円	会場まで2キロ以上の者に支給
監 事	5, 0 0 0円	〃
評議員	5, 0 0 0円	〃
その他法人が委嘱 した委員等	3, 0 0 0円	〃